

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表8号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成29年7月21日

大磯町監査委員 高野澤 均
大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類
定期監査

2. 監査年月日
平成 29 年 7 月 5 日（水）

3. 監査対象の課等
教育部学校教育課

4. 監査の期間、範囲、事務

監査対象期間：平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日）

監査実施期間：平成 29 年 5 月 9 日～7 月 5 日

監査範囲：平成 28 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行

事務方法：平成 29 年度大磯町監査基本計画に基づき実施し、監査対象課から事前に監査資料の提出を求め、書類を監査するとともに、事前調査と関係職員から事情聴取を実施した。

5. 所掌事務の概要

教育委員会の運営、教育行政の企画・調整、学校教育施設の管理及び整備、小・中学校の運営、教育問題、学校給食、児童及び生徒の就学等に関する事務等を行っている。

6. 監査結果

平成 28 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(意見・要望)

- ・契約手続きにおいて一部記載誤り等が見受けられたので、事務執行のチェック体制を徹底し、適正な事務の執行に努められたい。
- ・若手職員のスキルアップを図り、一職員に業務が集中することのないよう、また、時間外の軽減、年次休暇の取得についても改善するよう望む。